

只木ゼミ前期第2問検察側反対尋問レジュメ

文責：4班(井上、川井田、柴山、田中、西本)

I. 反対尋問

1. Iの反対尋問で、弁護側は「故意が1つしかないのに、複数の故意を認めるのは責任主義に反するのではないか」(弁護レジュメ1頁5行目)としているが、弁護側はX説(具体的符号説)において、故意の個数が一切問題とならないと考えるか。
2. 客体の錯誤については故意を阻却しないとして、一方で方法の錯誤については、生じた結果について故意を阻却すると考えるX説は方法の錯誤と客体の錯誤のどちらにあたるかが曖昧な場合に、こういった基準を用いて区別をするのか。
3. IIの学説の検討で「故意とは、行為者の認識した客体への行為についてのみ認められるべきである」(弁護レジュメ1頁24行目)とあるが、そうであるとすると、未遂処罰規定も過失処罰規定も無い場合には、方法の錯誤において犯罪不成立となってしまうのは、結論において妥当でないのではないか。
4. 殺人罪(刑法199条)を例とすると、条文上客体は「人」である。その点行為者は抽象化された「人」という認識を有すれば、規範に直面しているわけであり、客体を具体的に認識しなければならないとなると、不当に処罰範囲を狭めるのではないか。